

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に
伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

1 改正の理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）および子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 1 条から第 4 条まで関係）

ア 滋賀県附属機関設置条例

イ 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 37 号）

ウ 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 9 号）

エ 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）

(2) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表（第1条関係）

旧					新				
本則および付則 省略					本則および付則 省略				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 知事の附属機関					1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期	名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期
省略					省略				
滋賀県子ども若者審議会	知事の諮問に応じて子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第4項各号に掲げる事項</u> その他子どもおよび若者に関する総合的な施策の推進に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	3年	滋賀県子ども若者審議会	知事の諮問に応じて子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第4項各号に掲げる事項</u> その他子どもおよび若者に関する総合的な施策の推進に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	3年
省略					省略				
2 省略					2 省略				

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧		新	
本則および付則 省略		本則および付則 省略	
別表（第5条、第10条関係）		別表（第5条、第10条関係）	
区分	金額	区分	金額
障害児入所支援	法第24条の2第2項の規定により <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	障害児入所支援	法第24条の2第2項の規定により <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
診療所	省略	診療所	省略
注 省略		注 省略	

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧		新	
本則および付則 省略		本則および付則 省略	
別表（第5条、第10条関係）		別表（第5条、第10条関係）	
区分	金額	区分	金額
障害者支援施設としての業務および短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	障害者支援施設としての業務および短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
診療所	省略	診療所	省略
注 省略		注 省略	

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧			新		
本則および付則 省略 別表第1および別表第2 省略 別表第3（第7条関係） 使用料			本則および付則 省略 別表第1および別表第2 省略 別表第3（第7条関係） 使用料		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
省略			省略		
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
省略			省略		
手数料 省略			手数料 省略		
注 省略			注 省略		